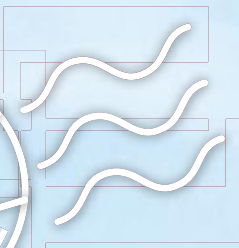




# 福智町 議会 だより

FUKUCHI  
Vol.21  
2012.12



### 主な内容

9月定例報告	1ページ
第2回臨時会報告	1ページ
特別委員会報告	2ページ
委員会報告	3～4ページ
一般質問(12議員)	5～26ページ

# 決算特別委員会報告

委員長 高津 鶴己 副委員長 磯崎 正榮  
 委員 篠原 茂幸 堀江 政洋 渡邊 文敏 楠木 静則  
 木村 幸治 日比生 洋一 大島 勇夫

## 9月 定例報告

平成24年第3回定例会が9月3日  
 ～9月20日まで開催され、すべて  
 可決採択されました。

## 審議議案

**報告第3号** 平成23年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等(4指標)の算定結果報告書について

**認定第1号** 平成23年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について  
 ※内容は2ページに掲載しています。

**議案第34号** 福智町税条例の一部を改正する条例について  
 地方税法等の一部改正に伴い、福智町税条例の一部を改正しました。

**議案第35号** 平成24年度福智町一般会計補正予算(第1号)について  
 予算の総額に10億4,767万2千円を追加し、総額が155億8,821万2千円となりました。

**議案第36号** 平成24年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について  
 予算の総額に5,371万2千円を追加し、総額が1億7,025万2千円となりました。

**議案第37号** 平成24年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について  
 予算の総額に876万3千円を追加し、総額が8億1,870万4千円となりました。

**議案第38号** 平成24年度福智町水道事業会計補正予算(第1号)について  
 人事異動に伴い、人件費の科目を組み替えました。

**議案第39号** 田川郡町村公平委員会委員の選任について  
 田川郡町村公平委員会委員に、村田徳次氏(大任町)の選任に同意しました。

**発議第2号** 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

**請願第2号** 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請

**発議第3号** 矢野博文議員に対する議員辞職勧告決議

平成23年度福智町一般会計・特別会計・事業会計の歳入歳出決算を審査するため、決算特別委員会を設置し、3日間にわたって慎重に審査をおこないました。

審査対象は、一般会計・特別会計(5会計)・事業会計です。

委員会では、各事業や各施設の数の実績を見ながら、各分野における経費や、毎年当然のように支出されている清掃業務やエレベーター等の保守点検委託料、また合併以前から引き継ぎ行われている慣例事業や各種委員会、実用性の低い行政冊子などの作成費など、事業そのものを見直す必要性を指摘し、将来の財政状況を危惧した意見が多く出ました。

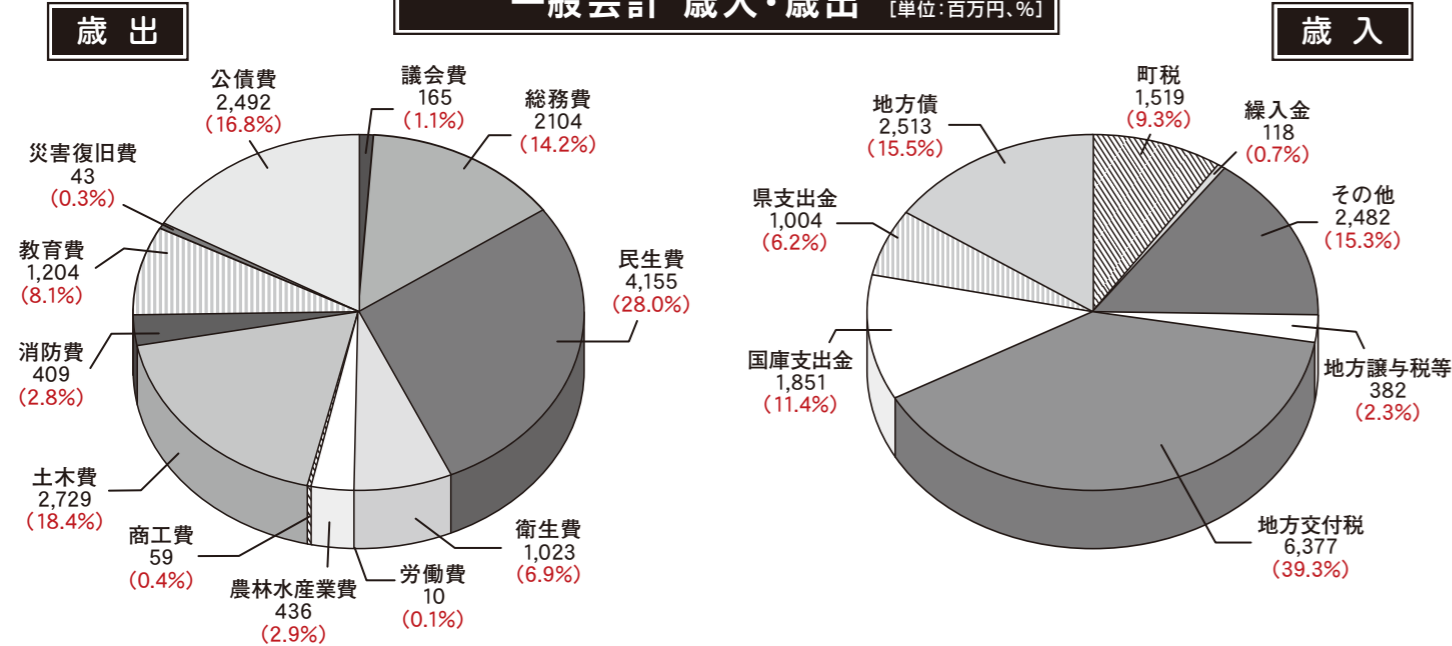
執行部は意見を真摯に受け止め、収支のバランスを踏まえた事業内容を精査するとともに、何事も公明正大に表示し、公共施設の統廃合も視野に入れた予算編成と執行を要望します。

慎重に審査した結果、認定することに決定しました。なお決算額は次のとおりです。



▲ 委員会審議風景

### 一般会計 歳入・歳出 [単位:百万円、%]



一般会計	歳入	歳出	歳入・歳出差引額
一般会計	162億4,624万9千円	148億2,870万1千円	14億1,754万8千円

- 基金現在高 (H23年度末).....136億7,996万9千円【H22年度末は129億4,588万8千円】
- 地方債現在高 (H23年度末).....222億8,191万9千円【H22年度末は219億3,008万9千円】

特別会計	歳入	歳出	歳入・歳出差引額
同和地区住宅新築資金等貸付事業	1億9,715万7千円	1億4,476万2千円	5,239万5千円
国民健康保険	28億2,053万3千円	36億3,560万1千円	▲8億1,506万8千円
後期高齢者医療	2億6,005万5千円	2億5,279万8千円	725万7千円
福智町町立診療所事業	4億6,582万2千円	7億6,189万8千円	▲2億9,607万6千円
田川郡町村公平委員会	114万8千円	70万円	44万8千円
<b>事業会計</b>	<b>総収益</b>	<b>総費用</b>	<b>純利益</b>
水道事業(収益的事業)	6億6,007万5千円	5億5,412万円	1億595万5千円

## 第2回 臨時会報告

平成24年第2回臨時会が10月24日に開催され、すべて可決されました。

### 議案第40号 田川地区清掃施設組合からの脱退について

田川地区清掃施設組合加入後11年が経過したが、いまだに新ごみ処理施設の建設予定地は決まらず、見通しが立たない状況です。また現在の施設の大規模改造等を行ってしまいましたが、経年劣化が進んでいます。地域住民が安心して生活できるように、早急に新ごみ処理施設の建設を行うため、田川地区清掃施設組合から脱退するものです。

### 発議第4号 水道情報漏えいに関する調査特別委員会の設置について

水道情報漏えいに関して疑義があるため、地方自治法第100条の規定による調査特別委員会を設置しました。

■お詫び ■平成24年9月に発行した議会だより(第20号)の高津議員の一般質問に、重複した部分がありましたので、お詫びいたします。

# 委員会報告

各常任委員会で審議した、主な質疑応答・意見などをご紹介します。

## 総務文教常任委員会

委員長：渡邊文敏 副委員長：朝部壽  
委員：篠原茂幸 辰島誠 楠木静則 木村幸治 浦田光由

### ■福智町一般会計補正予算の内容

**問** 現在、方城支所に電算室があるため、方城支所の利活用が難しい状況にある。電算室の移転は考えていないのか。

**答** 移転には多額の財政負担を伴うので、最良の方法を検討したい。

**意見** この話は合併直後から出ていた。早急な対策を求める。

**問** 国土調査の業務は、何人でおこなっているのか。

**答** 今年度からは、職員2人となっている。

**問** 調査件数は減っているのか。

**答** 仕事量の変化はない。

### ■その他の案件

**問** コスモス診療所が小児科を開設することに伴い、血液検査機器を導入することだが、方城診療所にはすでにこの機器がある。2つの診療所に必要なか。診療所が2つに分かれていることにより、経費も2倍かかる。統合は考えていないのか。

**答** 地域の医療機関として浸透しており、また今後の高齢化社会での交通の利便性を考えたとき、今は現状のままと思っている。

**問** 方城診療所で血液検査はできないのか。

**答** コスモス診療所で小児科診療が始まる。子どもは緊急を要する症例が多々あるので、最低限の血液検査がおこなえるように対応したい。



▲ 委員会審議風景

## 厚生常任委員会

委員長：堀江政洋 副委員長：磯崎正榮  
委員：沼口富生 皆川高司 片岡文雄 大島勇夫

### ■福智町一般会計補正予算の内容

**問** 福祉費で100万円の工事請負費の説明を。

**答** 田川市にある包括支援センターが、平成25年4月1日より各町村に移行されるため、保健センターを改装する。全額県の補助金となっている。

### ■福智町立診療所補正予算の内容

**意見** 方城診療所の空調が真夏に故障し、患者に迷惑をかけていた。今後は、暑さ対策に早めに取り組んでもらいたい。

**問** 方城診療所は建設されて何年か。

**答** 19年経過している。

### ■水道事業会計補正予算の内容

**問** 上野地区の鉛管の調査結果は。

**答** 試掘調査をした結果、鉛管はなかった。

### ■その他の案件

**問** 現在、個人情報情報の関係や情報漏えいなどが議会で取り沙汰されている。しかし、最近も色々話してくる職員がいた。書類で出されるものだけが個人情報漏えいではない。守秘義務は職員全員にある。町長は重い処分をおこなうと言ったが、全職員に徹底はしているのか。

**答** 平成23年の6月定例会で情報漏えいが問題となったため、職員には守秘義務の通達を文書で出している。また、今年の6月にもこの問題が出たので、

## 産業建設常任委員会

委員長：矢野博文 副委員長：日比生洋一  
委員：高津鶴己 原田幸美 安永榮一 属公弘

**問** 東長浦団地の生活排水が、ため池に流れ込んでいる現場の視察を以前おこなったが、その後の対応は。

**答** 東長浦団地と大黒団地の下排水の流末に、透水路のレンガを敷き詰めた。その結果、におい等も発生していない。今後についても関係各課と協議をしていく。

**問** 浄化槽の設置を、できるだけ早くお願いしたいが。

**答** 補助金で対応できる事業を模索し、早急に関係各課と協議し、解決策を図りたい。

**問** 7月の九州北部豪雨での被害状況は。

**答** 土木関係では、農林関係に2箇所被害がでている。

**問** 神崎地区では、県道沿いが膝上まで浸水した。今後の対応は。

**答** 町内では、主に県道沿いが数箇所冠水をした。県土整備事務所に要望書を提出する予定。

**問** 6月定例会で住宅の明渡しに関する訴えの提起をしたが、訴える基準はあるのか。

**答** 滞納者には滞納金額の大小にかかわらず、納付していただけ協議をしているが、何度も督促・催促しても対応していない方については、明渡し訴訟をした。今後も同じような対応をしていきたい。



▲ 委員会審議風景

庁議・課長会の中で課長を通じて、各職員に個人情報については慎重に取り扱うようにと話している。しかし、再度周知徹底を図りたい。

**意見** 町民が安心して行政を任せられるように、議会での内容を全職員に知らせ、徹底を図ってもらいたい。

**問** 以前、旧赤池町の浄化槽の料金が高いのではないかと質問をしたが、その後どうなったのか。

**答** 耐用年数や減価償却など考え、検討する必要がある。



▲ 委員会審議風景

# ここが聞きたい



片岡文雄 議員

## 通学路の安全対策 公共用地・施設の今後

**問** 赤池地区にある生力橋を渡った道路は、多くの小中学生が通学路として利用しています。しかし、この道路は非常に狭く、急勾配であったため、数年前に関係する区長が要望書を出し、カラー舗装がされました。しかし道路の幅は狭いままであったため、道路幅を広げるなどの安全措置をお願いしていました。あれから2年が経ちましたが、今回策定された『第1次福智町総合計画後期基本計画』の中に通学路の危険箇所を整備するとあります。今後、通学路に対してどのような

措置をとっていくのかお尋ねします。  
**答** 生力・猿田間の通学路は、最も危険な箇所の1つであると認識しています。速度制限、道路の拡張も含め、現在慎重に検討を進めています。福智町内で最も危険だと思えます。なぜ、今まで速度制限などの措置を暫定的にでもしなかったのか、非常に疑問に思えます。雪が降っている日などはブレーキが効きづらく、もし事故が起これば大変なことになると思います。福智町の財政が悪化していることは分かりますが、やはり人命に係わることで、通学時間帯には速度制限をするなどの措置をし、速やかに事態の解決を図っていただきたいと思えます。

**問** 現在、市場小学校の教師や長寿会の方などの協力をしていただいています。再度、PTAの役員の方々と学校と協議をしていきたい

と考えています。  
**答** 田川警察署、田川県土整備事務所、学校教育、建設課を交え、福智町内の危険箇所、特に学校周辺を中心として調査をしました。現在24カ所を危険箇所として挙げており、防犯灯、速度制限、その他拡幅も含め協議して、今後対応するように考えています。

**問** 今までは放置した期間が長過ぎます。生力・猿田間の通学路は約300m、400mです。協働のまちづくりと、いつも冊子などに書いていますが、その他の機関と協力して行うことは考えませんか。

**答** 現在、市場小学校の教師や長寿会の方などの協力をしていただいています。再度、PTAの役員の方々と学校と協議をしていきたい

**問** 速やかに改善を図るといふことでしょうか。

**答** そのとおりです。約20年前あそこは歩道橋だけでしたが、将来を考えると車も通学できるようにと県に言い、歩道も設置されました。

**問** 次に、第1次福智町総合計画後期基本計画の中に公共施設の統廃合、公共用地の再利用について伺います。町営住宅に関する町の姿勢として、補助金有効活用や簡易住宅の解体、払い下げ、3階から5階建てについては高齢者福祉住宅兼用

と考えています。  
**答** 後期計画の中でも障害者・高齢者の方なども含め、全町民の方が安心して道路が利用できることを最重点課題と考えています。とりわけ子どもは通学路に関しては、他県などで安全を脅かす事故等が起こっていますので、安全を確保するため、積極的に検討を進めていきたいと思えます。

**問** 数と希望者を合わせてみると、赤池地区では上野小学校は現状のまま運営できますが、市場小学校は非常に難しい。方城地区は伊方小学校、弁城小学校は現状の中で何とか運営ができる。金田小学校については非常に難しいとの想定をしています。そのため現状の中で対応できないものについては、公共施設の空き施設を利用するなど、何とか対応できるように模索しています。また施設だけではなく、指導員の確保という大変重要な問題もあります。色々なことを多角的に検討しながら、6年生までの拡大ができるように進めているところです。

**問** 学童クラブを運営している保護者の方々が安心して勤められるなど、子育てを支援できる限り行い、子育てをしている家庭の安心を確保するための取り組みだと思えます。

**問** 市場小学校と上野小学校の学童クラブは、すでに

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい

ここが聞きたい



狭い通学路

た。しかし、整備の面では赤池地区が一番遅れています。速やかに改善を図るようお願いいたします。

次に、第1次福智町総合計画後期基本計画の中に公共施設の統廃合、公共用地の再利用について伺います。町営住宅に関する町の姿勢として、補助金有効活用や簡易住宅の解体、払い下げ、3階から5階建てについては高齢者福祉住宅兼用



辰島 誠 議員

## 児童の健全育成振興 学校教育・ 生涯学習の振興対策

**問** 福智町には7つの学童クラブがありますが、現況をどのように認識していますか。

**答** 民間の保育所で2カ所、小学校5ヶ所の合計7ヶ所で学童クラブの運営がされており、運営主体は保護者会となっています。現在は小学1年生から3年生までが対象となつていますが、平成24年度の施政方針で小学6年生までが対象となればと述べました。その後アンケート調査を実施しましたが、かなりの保護者が6年生まで拡大の希望があるとの結果になりました。学校別に現在の

**問** 子育てをされている保護者の方々が安心して勤められるなど、子育てを支援できる限り行い、子育てをしている家庭の安心を確保するための取り組みだと思えます。

**問** 市場小学校と上野小学校の学童クラブは、すでに

ここが聞きたい

ここが聞きたい

専用の建物が建てられています  
が、建設費用はいくらでしたか。

【福祉課長】

市場小学校の学童クラブは309.8万3400円、上野学童クラブは323.3万4250円でした。

【問】 金田小学校の学童クラブは現在81名おり、6年生までとなれば確実に対応できません。1施設で約3千万円かかるとして、残り5ヶ所を約1億5千万円です。2施設だけが先行して新しい施設となつていきます。町長は平日頃から公平公正と言っていますが、かけ離れていませんか。公平公正の観点からどう思いますか。

【町長】

公平公正にということは行政を進めていく中で中心に据えながら行わなければなりません。それが先に行わなければ、それを先に講じて対処すべきではないかと思えます。現在は、方城と金田小学校の空き教室でどうにか活用できていますが、限度を超えれば、対処できるような努力はしていきます。

【答】 スクールカウンセラーは3中学校に配置されています。小学校は中学校のスクールカウンセラーを活用する方法をとっています。またスクールソーシャルワーカーを金田中学校に配置しています。アドバイザーについては現在設置していませんが、設置できればと考えています。

【問】 現在設置しているスクールカウンセラーなどに、保護者が相談に来たりしていませんか。現況はどうなっていますか。

【教育長】

有効に活用されています。スクールカウンセラーは、週4時間の利用しかできていませんが、子どもたちの心理的面を第三者として、子どもに寄り添う形で心理カウンセラーに当たっているのが、非常に効果が出ています。スクールソーシャルワーカーは

いと思えます。

【問】 平成19年度に各地区でこのなったタウンミーティングの際、町長は空き施設について方針を出すと言っていました。市場小学校と上野小学校の学童クラブを新設したのは何年ですか。

【福祉課長】

市場小学校は平成19年度、上野学童クラブは平成23年度でした。

【問】 財政的なことを言うのであれば、この2施設も空き施設の利用で間に合ったのではないですか。いくらでも空き施設はありました。公平公正な観点というのであれば、毎年3千万円つづけて5年間で新設しませんか。民間の場合だと補助対象が色々あり、3分の1負担としても3千万円かかります。この点はどうですか。

【町長】

現在ある公共施設での学童クラブ運営が可能ではないかとの指摘ですが、学校の敷地内で実施することが保護者にとつては安心感を与えるのではないかと思つています。総合的な判断の中で、6年生まで拡大した場合のこととあわせて、財政負担を伴わない実施を検討していきたいと思えます。

【問】 学童クラブに通わせている保護者の方が、全員学校の敷地内での実施を希望すれば、町長はそれに答えられますか。

【町長】

学校の敷地内での対応が可能かにもよりますが、保護者の方々の安心につながるという保証があれば、具体的に要望が出てきた場合には、検討したいと思えます。

【問】 民間が運営している2施設は学校の敷地内ではありませんが、どのように対応するのですか。

【町長】

保育所が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【問】 保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。

【町長】

保育園が実施をしていますが、子どもたちが保育所時代から通っていたということ、特殊な地域での安心感が育まれてきたのではないかと思えます。そのため、全て統一した共通の考え方かといえは、それぞれ違ってくるのではないかと思えます。



渡邊文敏 議員

行財政改革

【問】 福智町行財政改革の集中改革プランにある実施事項は、何項目あるかわかりますか。

【町長】 子細には記憶していません。

【問】 実施事項は38項目あります。この内容について質問します。自主財源の確保として、現年分の町税、国民健康保険税、水道使用料、汚水処理施設使用料、住宅使用料、保育料、給食費、住宅新築資金の数値目標と実施結果をお尋ねします。

【町長】 集中プランで到達すべき目標を掲げており、平成22年度まではすでに確定をしています。平成23年度分は現在作成の上のものを目指し、町民の方

【問】 保育所にしても学童クラブにしても、地元で協議の上まとまった意見を町長に持つていけば、相談を受けるとい認識でいいですね。第一次福智町総合計画後期基本計画の中で、多くの施策が述べられていますが、教育委員長は把握していますか。

【教育委員長】

よく読んでいますが、教育関係者を特に読んでいます。

【問】 基本計画の中に、道徳の時間の確保および全教育活動を通して道徳教育の充実とありますが、この道徳教育とはどのような内容ですか。

【教育委員長】

文部省から学習指導要領が出されますので、それに準じての計画を各学校はつくっています。

【問】 西日本新聞に掲載された記事を大まかに紹介しますと「昭和30年〜40年代の教育では、相手を思いやる心「仁」、利他の心「義」、思いやりを行動にする「礼」、相手を信頼する「信」、知識の「智」が全て欠けていた。戦時中の全体主義へ

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【問】 スクールカウンセラーや相談員の効果的な配置、アドバイザーの設置とありますが、現在は実施されているの

【教育長】

現在、個々の権利の主張が表に出て、それに伴う義務という教育が、おろそかになっていくと私も感じています。

【副町長】 機構改革委員会を開催し、見直作業をしています。課の統廃合を行いたいとは思っていませんが、介護保険の包括支援センター等、新しい業務も増えています。また各課で事務量のバランスが取れていないところもありますので、今後検討し、機構改革を行っていききたいと思います。

【町長】 構改革により住民サービスの低下があり得ますので、町民に公表し、十分理解を得た上で実施をお願いします。次に職員のアイディアを生かす提案制度の導入とありますが、今まで何件ありましたか。

【町長】 残念ながら、行政サービスや行政運営に生かしたことはほとんどありません。しかし職員の資質向上、意識の向上が住民サービスの充実につながると思っております。今回の機構改革を機に、システムづくりを行いたいと思います。

【町長】 このようなことが起こらないように、私をはじめ職員も心がけていくように、今後とも指導体制を強めていきたいと思っております。

【町長】 聞き取り調査をしたのであれば、事情がわかると思いますが、議員が絡んでいませんか。調査した記録があるはずですか。調査した記録があるはずですか。

【町長】 聞き取り調査をしたのであれば、事情がわかると思いますが、議員が絡んでいませんか。調査した記録があるはずですか。調査した記録があるはずですか。

【町長】 聞き取り調査をしたのであれば、事情がわかると思いますが、議員が絡んでいませんか。調査した記録があるはずですか。調査した記録があるはずですか。

【町長】 聞き取り調査をしたのであれば、事情がわかると思いますが、議員が絡んでいませんか。調査した記録があるはずですか。調査した記録があるはずですか。

【町長】 広報活動や情報発信、情報提供の窓口を一元化するつもりですが、どこに一元化をしましたか。

【町長】 現在毎月発行する広報紙で情報を発信しています。またタウンミーティングを行い、住民と接する機会をつくることも、町政の公開につながると思いますので、できる範囲で取り組みを進めていきたいと思っています。

【町長】 通学路の危険箇所は、特定ができていますか。

【町長】 調査した結果、24箇所あります。24箇所ある中、通学路の安全対策の取り組みが遅れている気がします。万が一事故が起これば大変なことになります。ぜひ早期の取り組みをお願いします。

【町長】 次にいじめ問題ですが、福智町はどのような状況ですか。

【町長】 昨年いじめが原因で不登校になった生徒がいます。現在、現在通常どおり通学している生徒がいます。

【町長】 個人情報保護条例を制定していますので、この趣旨に沿った取り組みをすべきだと思っております。今受け答えがあったことについては、論評を差し控えたいと思います。

【町長】 矢野議員から頼まれたと2人の職員が証言しています。町長どのように考えますか。

【町長】 我々としては、少なくとも行政にそのようなことが起こらないように、現在取り組みを進めています。今回残念ながらこのような状況になったことは、私を含めて職員全体がしっかりと反省をし、二度とこのようなことが起こらない体制づくりをしたいと思っております。

【町長】 いじめ以外で不登校になった生徒は何人いますか。

【町長】 不登校の規定が30日以上欠席となっており、先生が病気でないと判断した場合の数を上げれば、平成23年度は小中学校をあわせて100人となっています。

【町長】 どのような対応をしていますか。

【町長】 小学校の場合は電話をした際、明らかに様子がおかしい場合は、教師・養護教諭が家庭訪問をしています。また長期的に不登校となっている児童については、1週間に1回の家庭訪問を義務づけています。中学校は小学校のように厳密にされていませんが、朝の連絡や家庭訪問は1ヶ月に1回は行い、再度夏休みに各家庭に訪問をして、状況確認をするように指導しています。

学童クラブ

【町長】 町長の方針は小学校6年生までを受け入れるとのことですが、

【町長】 ことですが、金田小学校にはすでに現在80名います。小学6年生までを見込むと178名となります。しかし受け入れは80人しかできません。金田小学校では全く受け入れられない状況になりますが、町長はどのように考えているのですか。

【町長】 金田小学校が一番厳しい状況にあります。今後どのような方法があるのか検討しながら、対処の方向性を決めていきたいと思っています。

老人ホーム天郷荘

【町長】 昭和33年に上野地区に建てられ、生活保護法に基づいた養老院として始まり、独立した日常生活ができない要保護者を対象としていました。昭和38年に法が変わり養護老人ホームに名称が変更し、自宅での生活が困難な低所得者の高齢者向けの措置施設として国や地方自治体の措置義務が明確化されました。町長は今までも改修をしていますが、義務を果たせたとはいえませんが、弱い高齢者を預かっている状況です。

個人情報漏えい問題

【町長】 昨年の6月に、水道使用量や水道料金の納付状況の情報が漏れたとして問題となりました。今年3月13日の朝日新聞には、ある議員の要請を受けて、別の男性の議員の水道量使用料の記録を漏らしたとあります。議員が頼み情報を出

【町長】 平成13年4月1日に加入した時点から11年間で、負担金は1億2152万6000円支出しています。今後については、福智町と糸田町との共同で取り組みを進めたいと考えています。田川地区清掃施設組合議会に意向を報告し、了解を得たいと思います。

住宅リフォーム助成制度の創設

【町長】 住宅リフォーム助成制度を創設すれば、経常費として継続することになり、将来の財政状況が厳しさを増す中で、できる限り経常経費を落としていきたいという気持ちです。現在、導入する気持ちはありません。メガソーラーについては、2万平米以上が必要で送電線が近いなどの諸条件が伴います。福智町の現状では、2万平米以上の町有地を要する場所がなく、厳しい状況かと思っております。他の代替エネルギーについては、福岡県で水力発電にこれから力点を置いて模索するといった動きを聞いていますので、水力発電等の対応が本町でできれば、積極的に取り組みたいです。

田川地区ごみ焼却施設問題の早期解決

【町長】 今までに田川地区清掃施設組合へ、負担金はいくらか支出しましたか。



篠原茂幸 議員

【町長】 常任委員会で私は言っていますが、実施自治体数は全国で533自治体となり、近隣の香春町でも実施に踏み切りました。住宅リフォーム助成制度を実施すれば、経済波及効果が予算額の約30倍近くになるといって試算結果も出ています。ぜひ1日も早い実現を強く要望します。

【町長】 住宅リフォーム助成制度を創設すれば、経常費として継続することになり、将来の財政状況が厳しさを増す中で、できる限り経常経費を落としていきたいという気持ちです。現在、導入する気持ちはありません。メガソーラーについては、2万平米以上が必要で送電線が近いなどの諸条件が伴います。福智町の現状では、2万平米以上の町有地を要する場所がなく、厳しい状況かと思っております。他の代替エネルギーについては、福岡県で水力発電にこれから力点を置いて模索するといった動きを聞いていますので、水力発電等の対応が本町でできれば、積極的に取り組みたいです。



**【町長】** 行政をつかさどる私にとりましては、そうしななければならないと思っております。

**問** 破産宣告をされた場合の税金や町営住宅使用料、水道使用料等は各課どのように対応していますか。

**【税務課長】** 税は破産宣告をしても徴収するようになっていますが、実際は保留としています。

**【水道課長】** 水道課としても、お願いはしていくことになっていきます。

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

**【町長】** 行政を運営していく中で、町づくりの貴重な財源は税

**問** 破産をした方にも道義的責任はあると思います。なぜならば、破産宣告をすれば多くの方は支払いが停止することを知っているからです。道義的責任と法的責任。法的責任は法に基づき裁判で有罪になれば刑が確定します。民事裁判で判決が出れば、それに従わなくてはなりません。町長が言われる道義的責任は、人の心に関わる問題だと思えます。

であり、使用料でもあるわけですから。法的な判例が出ていても今後の町づくりを考えたときに、取り入れるべきか判断し、実施をしたいと思えますので、時効の援用は考えていません。

**問** 裁判で判決が出て、破産の免責が認可されても、人として正しい道を守るべき責任は残るとあります。公平の観点から請求すべきではないですか。

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

主張すること初めて時効の利益が得られ、返済義務が消滅します。また時効とは、時効期間が過ぎれば自然に成立するものではなく、時効が完成するには、時効によつて利益を受ける者は時効を成立したと主張する必要があります。同文の手紙3通を作成し、郵便局に3通提出します。1通は相手に送付され、1通は郵便局に保管します。1通はあなたに返却されます。また書き方については、縦書き1行20字以内、1枚26行以内。横書きについて、1行20字以内、1枚26行以内。水道使用料の時効の援用は2年です。住宅使用料は5年です。税金も5年だと思えます。

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に

**【町長】** 破産宣告をした方でもお願いをして、でき得る限り今までの滞納分等を払っていただける手だてを講じ、徴収ができればと思っております。

**問** 私は時効の援用を推進していますので、時効の援用の仕方についてお教えいただけます。まず内容証明の書き方は、A4の用紙に上から作成年月日、送る相手、住所、氏名、送る本人住所、氏名。その次に時効の援用通知書と段下がりて書き、自分の思っていること等を書きます。時効の利益を得るには、積極的に、時効であり、支払い義務はなく、支払いませんと明確に



皆川高司 議員

国土調査の今後

**問** 以前、国土調査について一般質問をした際、職員を増員するなどしての早期終了を要

と思いますが。

**【町長】** 正式の手続を踏んでいれば、対処せざるを得ないと思えます。

**問** 水道使用料を情報漏えいされた議員が被害者であり、警察に、町もしくは水道課に被害届を出さないのですか。そうすれば町または水道課が私に問いたたすのではないですか。また最終した問題を追及しても、私、某議員は腹を痛めません、痛みを感じるのには町です。根本の部分で審議する気はないのですか。

**【町長】** 私どもとしては、一定のけじめをつけたという思いです。しかし、今質問されたケースとは別に、個人情報情報漏えいが二度と起こらない職員体制、行政環境の整備を最優先で行わなければならないと思っております。

**町営住宅問題**

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**問** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【町長】** 住宅使用料の滞納額はいくらですか。

**【住宅課長】** 全体で2億5572万6000円です。

**問** 住宅使用料の時効の援用は何年ですか。

**【住宅課長】** 5年です。

**問** 平成18年度までの町営住宅滞納額は1億2697万9000円ですが、回収率は何パーセントですか。

**【住宅課長】** 31.08%で、5724万9000円回収しています。

**問** 住宅使用料の滞納で6人の方が訴訟対象となっていますが、訴訟費用はいくらでしたか。また町としては、どのような判決を望んでいますか。

**【住宅課長】** 弁護士費用等で1事件当たり約10万円となっております。判決は一括納付および未払いの家賃の差し押さえを希望しています。一括納付できない方の強制退去は、今後の滞納額の増加を防ぐためです。

**問** 最高裁でも言われるように、5年分を支払えとの判決が出て、裁判所は集金方法

**【住宅課長】** 弁護士費用等で1事件当たり約10万円となっております。判決は一括納付および未払いの家賃の差し押さえを希望しています。一括納付できない方の強制退去は、今後の滞納額の増加を防ぐためです。

**問** 最高裁でも言われるように、5年分を支払えとの判決が出て、裁判所は集金方法

**【住宅課長】** 弁護士費用等で1事件当たり約10万円となっております。判決は一括納付および未払いの家賃の差し押さえを希望しています。一括納付できない方の強制退去は、今後の滞納額の増加を防ぐためです。

**問** 最高裁でも言われるように、5年分を支払えとの判決が出て、裁判所は集金方法

**【住宅課長】** 弁護士費用等で1事件当たり約10万円となっております。判決は一括納付および未払いの家賃の差し押さえを希望しています。一括納付できない方の強制退去は、今後の滞納額の増加を防ぐためです。

**問** 最高裁でも言われるように、5年分を支払えとの判決が出て、裁判所は集金方法

**【住宅課長】** 弁護士費用等で1事件当たり約10万円となっております。判決は一括納付および未払いの家賃の差し押さえを希望しています。一括納付できない方の強制退去は、今後の滞納額の増加を防ぐためです。

**問** 最高裁でも言われるように、5年分を支払えとの判決が出て、裁判所は集金方法

**【建設課長】** ため池の数は福智町で105カ所、うち方城地区は41カ所、金田地区は11カ所、赤池地区は53カ所あります。弁城ダムは農業用のため池ですが、国土交通省の管理下にあり、持管理をしています。

**問** ため池の数は福智町で105カ所、うち方城地区は41カ所、金田地区は11カ所、赤池地区は53カ所あります。弁城ダムは農業用のため池ですが、国土交通省の管理下にあり、持管理をしています。

**【建設課長】** ため池の数は福智町で105カ所、うち方城地区は41カ所、金田地区は11カ所、赤池地区は53カ所あります。弁城ダムは農業用のため池ですが、国土交通省の管理下にあり、持管理をしています。







**【総務課長】**  
金田交番連絡協議会を

**問** 年に数回開催しており、その中で犯罪防止についての意見交換を交わして情報の共有を図っていますが、警察には頻りに地域の巡回をするように要求をしています。

**答** 地域でのパトロール等は実施されていますか。

**【総務課長】**  
行政区長会の会議の中で、子どもたちを見守る協力体制をとつていこうとの話があり、PTAや青少年育成町民会議等と連携を持って、夏休みの補導等への参加などの対応がされています。

**問** 教育長も地域の協力をお願いしたいと言っています。しかし、学校だけではなく、地域を上げての防犯活動や見守り活動が必要ではないかと考えますが。

**【町長】**  
現在実施している地域支え合い体制事業は、ひとり住まいの高齢者などが対象となつていきます。しかし最終的には、子どもの安全確保や防

犯体制が、地域で取り組めるような体制づくりをしていきたいと思つていきます。

**瑕疵(かし)担保責任**

**問** 建設業法第22条には一括下請け(丸投げ)禁止とありますが、この禁止の趣旨を副町長はどのように考えますか。

**【副町長】**  
施工能力のない中小企業などが工事を受注して、能力のある業者にすべてを下請けに出すといったことが過去にあったので、一括下請けの禁止の趣旨ができたと理解しています。

**問** 当然、公共工事は丸投げを禁止していただき、下請けを禁じていただいし、民間工事についても手抜き工事を防ぐためと私は理解しています。一括下請けとなつた場合、発注主の信頼を裏切る行為だと思つています。施工の責任が曖昧になり手抜き工事が増えます。また労働条件が悪化し、施工能力のない商業ブローカー的な不良建設業者が輩出されるといったようなことがか

ら、丸投げを禁止しているのではないかと考えられます。この丸投げが福智町で明白となつた場合、どのような処分がありますか。

**【町長】**  
平成18年に発覚した際は、規定の中で指名停止の措置をしました。今後も指名停止の対応をしていきたいと思つています。

**問** 工事を施工する際、現場代理人を置いたり、下請けを使う場合には主任技術者や管理技術者を置くことになつてはいるはずですが、契約の段階でそのような届出等の書類は取つていますか。

**【財政課長】**  
指名参加、選定する段階で書類関係はすべて取つています。県が経営審査をしているようですが、この結果は町として活用していますか。

**【財政課長】**  
福智町では業者登録区分及び基準数値の算定に活用しています。入札のランクづけには、この評点と本町が実

施する工事の2年間の業績を加算して算定しています。

**問** 倒産・廃業した業者がでた場合、町としての後処理はどのようにしていますか。

**【学校教育課長】**  
業者廃業による契約の解除を行い、違約金の請求及び資格の処分について手だてをしています。違約金は、契約金額の10分の1の請求となっています。

**【住宅課長】**  
契約の解除および違約金の請求、そして催告の送付をしています。

**問** 瑕疵担保責任には「工事的な目的物に瑕疵があるときは、瑕疵を修補あるいは修補できるとともに損害賠償の請求ができる」とあります。請求できる期間は、鉄骨鉄筋等では2年、それ以外だと1年となつています。電化製品などの場合には、別にメーカー保証の期間があります。

期間経過後に不具合が出た場合、施工した業者に直していただくことになると思いますが、小学校や中学校の場合、教

育委員会がすべて資料を持つており、学校側にはどこが施工し、どこに連絡してよいかわからないということが多々あるようです。今回、小中学校の冷暖房の工事をおこなつたと思つていますが、連絡先の表示などはどのようにしていますか。

**【学校教育課長】**  
冷暖房工事を施工した業者の連絡先は、学校に通知するようにしています。また過去の物件についても、通知するようにしています。

**高齢者対策**

**問** 6月議会で教育長に、高齢者大学の期間をもっと長くしてもらえないかと言いましたが、平成25年度はどのように考えていますか。

**【教育長】**  
約1カ月間は延長したいと考えています。

**問** 200人以上の方が行かれています。周知すれば希望者も増えると思つています。決算審査でも余っている状況が見受けられましたし、高齢者の生きがい対策としても、ぜひ

平成25年度は考えていただきたいと思つています。

**【教育長】**  
諸般の事情も色々ありますが、前向きに考えていきたいと思つています。

**問** 敬老会は今後も旧町ごとに実施するのですか。

**【町長】**  
私の個人的な見解としては、旧3町を一本化して、一つの敬老会が実施できればと考えています。

**問** 老人会とよく相談し、老人会の意向を尊重していただきたいと思います。次に老人クラブの活動助成金ですが、どのようなことを期待して助成をしていますか。

**【町長】**  
高齢者の方々が、健康で長生きできる支援をするための予算づけとなっています。

**問** 各行政区の老人会が自由に使つてよいとのことですか。

**【福祉課長】**  
町から使用についての指定はしていません。

一つだけ質問します。福智町の観光の一つとして、上野の滝があると思います。この近辺では観光になると私自身考えていますが、周辺の整備がされていません。突飛な考えかも知れませんが、観光の目玉として宮崎県綾町のような吊り橋などを考えたらどうかと思つていますが。

**【町長】**  
現在のところ、吊り橋等

**問** 私自身の予定した時間が超えていますので、もう一つだけ質問します。福智町の観光の一つとして、上野の滝があります。この近辺では観光になると私自身考えていますが、周辺の整備がされていません。突飛な考えかも知れませんが、観光の目玉として宮崎県綾町のような吊り橋などを考えたらどうかと思つていますが。

**【町長】**  
現在のところ、吊り橋等

**問** 日本の人口の4分の1、3000万人強が65歳以上ということ、高齢者がどんどん増えています。高齢者の力を活用した何か方策を、今後考えなければいけないと思つています。

**【町長】**  
子どもの教育に、高齢者の方々の経験と知識を取り入れ、福智町の過去を培ってきた風土や歴史を受け継いでいただくというような取り組みも、今後必要ではないかと思つていきます。

**観光振興**

**問** 私自身の予定した時間が超えていますので、もう一つだけ質問します。福智町の観光の一つとして、上野の滝があります。この近辺では観光になると私自身考えていますが、周辺の整備がされていません。突飛な考えかも知れませんが、観光の目玉として宮崎県綾町のような吊り橋などを考えたらどうかと思つていますが。

**【町長】**  
現在のところ、吊り橋等



朝部 壽 議員

**田川地区清掃施設組合**

**問** 去年4月から田川地区清掃施設組合議会に議員として参加しています。田川地区清掃施設組合は、平成13年

4月に立ち上がり、1市5町でスタートしました。加入して11年の歳月が流れましたが、候補地を決めれば断念ということ

が現状です。現在に至っているのも、少しでも早く施設ができることを願つて、今まで来た

とあります。1市5町が始まったものが、福智町の合併により1市3町となりましたが、このことについて先日、下田川運営協議会が開かれ、町長に質疑を

しました。しかし翌日の新聞には、答弁と違つたことが掲載されています。新聞には『福智町と糸田町、2町で新設をつくつても、田川市のごみを受け入れる容量はない。ただ両町長は、かつて建設工事として2000年、2001年度に環境影響評価まで実施した田川市白鳥工業団地、K区画の建設なら市との連携はあり得るとしている。』と掲載されていました。下田川運営協議会で私が質疑した際、町長はどのような答弁をされましたか。『下田川で行う合意は

している、腹は決まっています。』という形で私は受け取つたつもりですが。

**【町長】**  
白鳥工業団地でこれからの環境づくりをしていくのであれば、一番財政負担を伴わず、我々としても賛成せざるを得ません。しかし、その可能性はないだろうと思つていきます。

そのときには福智町と糸田町で、ごみ処理焼却場、最終処分場等々の運営をしていきたいと思つていきます。

**問** そついつ気持ちはあるのならば良いのですが、今言ったような連携はあり得るといふ意見をしていますので、やはり町民は、また心配と不安な気持ちになつていられると思つています。川崎町長が今年の4月から組合長に就任しました。個人的には、急速に良い方向に進むのかなと思つていましたが、とんでもない方向になつてい

るのが現状です。我々下田川の議員にとつては、何もわからない状態で1年半も過ぎましたし、正副会長ですら何もわからないというように聞

たので、正直、腹は決まっています。『下田川で行う合意は

している、腹は決まっています。』という形で私は受け取つたつもりですが。



いるとのことでしたので、作業時期を尋ねると、予定が立ちませんとのことでした。しかし稲刈りの時期は、特に病害虫が心配な時期となり、早急の実施してほしいとお願ひした結果、1週間後に草刈り作業が始まりました。鉄道などの交通機関は管理者での作業が好ましいのかもしれないませんが、経費削減の観点からも、行政区などに相談し、単価を安くするなどして、お願ひをするなどの提案をしていただきたいと思います。

次に町道路ですが、職員が草刈り作業をしています。もつと本業に徹するべきではないかとの意見もあります。緊急性を要するものは業者に委託をせず、職員が対応していますが、町道は相当な距離があります。職員の給料に換算すると相当な費用がかかっています。業者への委託料も別にかかっています。地元は行政区などにお願ひをすれば、職員給料ほどの高い値段ではなくお願ひできると思っていますので、考慮してみたいと思います。

また管理できていない町道がたくさんあります。田んぼに面

しているところは農家の方が伐採などをして管理しているところもあります。少しでも町から補助をすれば、農家の方が持ちよく行ってくれるのではないかと思っています。

【建設課長】

通常、町道・農道は建設課の維持管理です。職員が一所懸命維持管理に努めています。が、日常の業務もあります。地元の方々のボランティアの意識で、自分たちの周りは自分たちで行っていたら、経費を伴わない形で実施できますと考えています。

【建設課長】

地域にお願ひをしたとは思いますが、幹線道路や通学路等は緊急性を要するので、建設課で対応する必要があります。思いいます。

【建設課長】

地元の方に協力要請はしていますか。

と協議しながら、業務を推進します。また高齢者虐待防止の取り組みや高齢者の財産を守る役割も果たしています。

そしてもう一つは、地域での支援体制の構築です。各組織との連携や、地域の施設などを活用した見守り活動など、地域での在宅生活を支援する業務があります。しかし現状は、ケアプランの作成に追われ、地域での支援体制などが実現できていません。現在は広域での業務となつていますが、福智町に移行されれば、地域密着型のセンターとして、高齢者にとっては重要なセンターになると思います。

平成25年4月からの職員体制は決まっていますか。

【福祉課長】

3職種は3名から4名、プランナーは7名から9名を雇用する予定です。

総合相談窓口の設置とありますが、どこに窓口をつくるのですか。

【町長】

総合相談窓口をつくり、全ての相談に応じられるよう

【町長】

色々な問題を包括しながら対処できる機能を、位置づけ

た場合には、お願ひはしています。今後もお願ひはしていきたいと思ひます。

【町長】

他町村では集落が町から設置され、年間の予算もついていました。

予算をつけずに管理をお願ひするのは如何なものでしょうか。住民は税を納めています。道路の維持管理などに、相応の経費は必要ではないかと思ひます。十分検討していただきたいと思ひます。



沼口富生 議員

安心とゆとりのある地域福祉の実現

福智町総合計画後期基本計画の中に、総合支援センターの構築ということで、自

ていきたいと思ひます。

公共用地の管理および再利用

天郷青年の家の跡地の管理及び再利用について伺

います。この上野地区は、福智山、白糸の滝、上野焼など多くの観光スポットがあります。この地区にあった天郷青年の家を解体してから、約3年が経過しましたが、この場所が現在どうなっているのか確認をしたことがありますか。

【町長】

現在は、侵入できないように柵をしています。現状の把握もある程度はできていると思ひます。

【町長】

その柵は、上野の自然の中に溶け込めるような柵ですか。単に板を張っているだけでは、もう少しきれいにできませんか。また福智町の管理だということ、明確にすべきではないですか。

また上野峡周辺の登山道付近は、以前ウォーターフロントという場所でした。しかし現在は、

立支援センターの設置とあります。具体的にどのような業務をしていくのですか。

【町長】

平成25年4月1日から地域包括支援センターが各市町村の設置義務となつており、設置場所はコスモス保健センターの1階を考えています。自立支援センターの設置も総合計画の中で位置づけをしていきます。自立支援センターとは、障がい者や介護を要する方などさまざまな対象の方が、自分の力で生活ができる支援を機能としていく、そのような将来的な構想を持っています。将来的には地域包括支援センターを踏まえ、自立支援センターの方向にもっていききたいと思ひます。

【まちづくり総合政策課長】

自立支援センターの役割として、地域支援を基本としていきます。この計画は3年を

【町長】

地域包括センターを自立支援センターに移行していくことですが、全ての業務を行うのですか。

【まちづくり総合政策課長】

自立支援センターの役割として、地域支援を基本としていきます。この計画は3年を

石垣がつくられているだけの状況となつていきます。建設課に聞くこと、周辺の公園化をするということを進めていることですが、工事は中断しています。中断ならば中断ということ、福智町が知らせるべきではないでしょうか。今後どのようにしていきたいのかも分かりません。説明をお願いします。

【町長】

旧赤池町るとき、ウォーターフロント計画として、周辺の観光整備に取り組んでいました。また福智町になってからも継続して事業を進めており、将来構想として公園化をし、観光スポットとしての環境づくりに取り組んでいます。現在、中断をしています。将来構想に向けての指標の解決に向けて、取り組み努力をしていきたいと思ひます。

【町長】

地元の行政区には話をしていると思ひますが、知らない方もいます。当然この地域の方たちには説明をすべきだと思ひますが。

【町長】

建設課がウォーターフロント公園の整備計画を行っています。全体的な公園の地の説明会は、今後整備計画の図面が出来上がり次第、地元協議したいと思ひます。

【町長】

【町長】



天郷青年の家の跡地

### 資源の有効活用に向けた分別収集

**問** 3月議会で資源ごみの有効活用に向けたプラスチック等の分別収集について質問した際、町長は「理想的な分別収集はもちろんごみを少なくし、なおかつ細分化すればできるほど理想的な収集方法である」と答弁しました。包装容器のプラスチックの分別収集についてはその後どうなりましたか。

**【町長】** 具体的にはこのことについての作業を行っています。

### 窓口サービスの向上

**問** 窓口業務のサービス時間の延長など、利便性の向上に向けた努力をしたいと以前町長は言っていました。どのような協議をしていますか。

**【町長】** 平成25年度をめどに行政機構の見直しを行っており、方向性などは定まっていますが、今後行政機構検討委員会のメンバーに伝えていきたいと思えます。



議員 公弘 属

### 水道情報漏えい問題について

**問** 去年、水道情報漏えい問題が発生したとき、調査は誰が行いましたか。

**【総務課長】** 私と副町長で本人に確認をしました。

**問** A議員と誰が水道課のパソコン室に同行したのか。

**【町長】** ソン室に同行したのか。調査した書類を出してください。それに沿って質問したいと思います。

**【休憩】** 書類は皆の前に出すわけにはいかない。しかし町が行った調査を知る義務もある。真実を暴露する事も一考あるが、百条委員会にかけたら臨時職員でも呼ばなくてはならなくなる。

**問** 町長が知らぬ存ぜぬという様な事で、優柔不断だからこそ色々な問題がある。襟を正せと言っている。議員も挑発したり執行権があるではないかとか。公共物の条例改正もがちゃがちゃにしました。

**【町長】** ある議員を誰が水道課に連れて行って、パソコン室で対応させたのか聞きたい。

**【町長】** 水道課に行くという事はあの水道課の扉を黙って開けて入ったという事ですか。

**【前水道課長】** 私はそのとき在席をして居なかったの、お顔は見えていません。

**問** 居たかどうかという事もあるが、課長が知らない事はないでしょう。

**【前水道課長】** 臨時職員に面会する前に、もう一人、誰かに面会をしたという事だと思えますが、そのときは係長が対応して、そのときに臨時職員が自分が出すという様な形で出したと、私は下さい。

調査の段階では聞いています。誰かが連れて入って、そして臨時職員がちょうど居て、ある議員のそのデータを出した。今の係長は前から居た人ですか。一切関係していませんか。

**【水道課長】** その当時の話を係長から聞きました。ある議員が水道課のカウンター越しに來られて、係長は居りますかという話で、係長がカウンターのほうに行きました。そして、そのある議員が、書庫のほうにちよつと来てくれないだろうかという事で、水道課の横が書庫になっていきますので、係長は水道課のほうを回って書庫に行きました。

**【水道課長】** 係長はもういいよとある議員から言われて、そのまま自分の席に戻ったそうです。

**問** いま言う様に、勝手に議員が入って行く事はできないのです。しかしそこに居た係長がその議員を中に入れた。その

**【町長】** 万が一同じ様な事を繰り返す職員が出れば、厳正に対処していきたいと思えます。

**問** 今度あつたときは懲戒解雇という事ですね。

**【町長】** 行財政改革の一端である、方城支所と赤池支所を今後どうするのですか。

**【町長】** 両支所については、まだ決まっています。12月議会までには方向性として確定した方針をお伝えしたいと思っています。

**問** 今の滞納についてはどう対処するのか。不登校の問題等どうするのか。行財政改革の一端として、皆が噛み締めながらやっていたらいい。

**【町長】** 包括支援センターも福智町に持つてくるのはいいが有効に使われるように、人間を増やして遊ばすという様な事がなないように。天郷荘もそうではないですか。

**【まちづくり総合政策課長】** 23年度は8803万7367円の赤字です。原因の一つは入浴

して、たまたま中に居た臨時職員が男気を出してデータを打ち出したという事を聞いている。そこに連れて行くこと自体が、ちよつとおかしいのではないですか。

**【水道課長】** 書庫にはパソコンは置いていませんが、ちよつとした休憩室みたいになっているものですから、そのソファにたまたま辞められた臨時職員が座っていたと。

**【水道課長】** 係長に書庫のほうに來てくれないだろうかという事で行ったらしいです。

**問** 係長を指名したのでしよう。パソコンを使っている議員のデータを何年から何年まで出している。そういう事をさせたこと自体が当たり前ですか。議員が指名をして、何の何がしのやつを向こう何年間出せと。しかし盗水も漏水もなかった様な調査もしているではないですか、その中には新聞記者も一人いた

客の減少が続き、経営が圧迫され負の連鎖が続いている状況です。来客者が増える手立てとしては、営業活動を支配人中心に一生懸命していただいていきます。少しずつ向上するのではないかと楽観的ですが展望を持っています。

**問** その様なまやかしの言葉は言わないほうがいい。赤字になるのが何しようが町がみてる。そんな時代ではない。町長が執行部も議会も大事にしていって、喜んで協力をお願いします。その事は申し上げておきます。

**【総務課長】** 調査の時に確認はしました。前水道課長が言いましたとおり矢野議員でございいます。

**問** あなたは管理責任者で、その場に居なかつたけれども報告は聞いたら。総務課長その名前は聞きましたか。

**【前水道課長】** 調査の段階では、矢野議員が出してくれと言ったという事でした。その品物が渡ったか渡っていないかは、私は確認ができていません。

**問** 今度はおからさまに本当事を出しておかなければならない。

**【町長】** 前課長にお聞きしますが、どの議員がこれをさせたのですか。

**【水道課長】** 前水道課長とその日に行きました。数人で調査した結果、不正使用をしているなどの事実は全く見当たりませんでした。

**問** ちよつと行き過ぎではないかと思つ。こういう事をするとは皆が真似をする。

**【町長】** 町長の見解をお聞きしたい。あなたが長として町民に対しても言うべきではないですか。管理責任として、この件をどう考えますか……？

### 行財政改革について

**問** 行財政改革に矛盾があり、全体的にバランスが取れていない。

**【町長】** 町の後期基本計画を700万円もかけてつくっているが、前期も立派なものをつくったが5年間何の役に立ったのか。改革というものは、みんなの協議の中で新たな考えを注入しなければ、どうして進歩がありますか。

**【町長】** 徴収についても、家賃、水道代、100%払っているところもある。50%に達しないところもある。やる気をなくしている。

**【町長】** 議会の全員協議会で、皆さんの意見も聞きながら、条例改正をしようという矢先に、邪魔

**【町長】** 行政の一番最重要は守秘業務だと思つています。もし

**【まちづくり総合政策課長】** 23年度は8803万7367円の赤字です。原因の一つは入浴



第一次福智町総合計画 後期基本計画

# 東日本大震災の被災地視察報告

東日本大震災で被災した宮城県の各地域と、大量に発生した災害廃棄物の処理施設を視察しました。処理施設では平成26年3月のがれき処理完了を目標とし、大型機械がフル稼働しており、被災地の復興は進んでいるように見えました。しかし被災者の健康や雇用、土地の沈下や塩害など、住民生活に直結した問題は多面的に連鎖し、対処すべき事柄は山積しています。

視察した先々で目にした津波の傷跡は、私たちの想像を遥かに超え、復興には膨大な時間と資金が必要であり、福智町は東北から遠く離れていますが、被災地復興への協力を、改めて強く思った今回の研修でした。



▲災害廃棄物処理施設（宮城県石巻ブロック）



▲石巻市立大川小学校



▲石巻市立門脇小学校

今年の7月11日から14日にかけて九州北部を襲った豪雨は、各地区に甚大な被害を与えました。私が住む神崎地区も県道が冠水し、家のすぐ入り口まで浸かりました。その日は、早朝より地元の消防団員と担当地区の見回りをしましたが、あっという間に近くの川が氾濫し、田畑や道路が浸かる状況となりました。これは私が思い出す限り、三十数年ぶりの出来事だと思います。

近年、異常気象や地震が数多く発生しています。南海トラフ巨大地震の予想も発表され、津波は最大34メートル、犠牲者は最悪32万人以上と予想されています。福岡県は被害が少ないとのことですが、私たちが住む福智町には福智山断層があります。筑豊地区は炭鉱の坑道が無数にあり、大きな地震が発生すれば陥没する箇所は数多く、甚大な被害が生じます。万々に備え、非常時には大事なものをすぐに持ち出せるなど、災害に対する備えをしておきたいと思います。

町民の皆様も緊急時にはくれぐれも注意をし、身の安全を守りながら、慎重なる行動をとっていただきたいと思います。

日比生 洋一

## 編集後記

